



(下記は弁護士平野高志が当協会向けに配布しているニュースレターを再編集したものである)

注意したい優越的地位の濫用

2022年12月27日、公取委が独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査結果及び独禁法43条に基づく事業者名の公表を行いました*。

原材料、エネルギー価格の高騰で売上があがっても赤字という会社が増えています。原価の高騰を価格にきちんと転嫁できないことが一つの原因と考えられています。公正取引委員会は2022年2月16日付でウェブサイトに、下記を記載しています。

*https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html



ブレークモア法律事務所
弁護士
平野 高志 氏

1985年 弁護士登録

1985年-1988年 八木総合法律事務所(現牛島法律事務所)

1988年-1990年 米国シカゴMasuda,Funai,Eiffert & Michell法律事務所

1990年 ブレークモア法律事務所入所

2000年-2006年 マイクロソフト日本法人(法務担当執行役等)

ブレークモア法律事務所に復帰

社団法人コンピュータソフトウェア協会フェロー

財団法人ソフトウェア情報センター評議員

株式会社モルフォ監査役

株式会社ファルテック監査役

著作権法学会員、日本工業所有権法学会員、日本経済法学会員

情報処理推進機構 2020年モデル取引・契約書見直し検討部会 主査

労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、下記の①及び②の2つの行為がこれに該当する¹⁾。
 ①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 ②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めるにあからず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

さらに公取委はこの問題について緊急調査を行い、上記の①又は②に該当する行為が行われている事例が多数あるとみています。そして、これらに該当する行為が認められた発注者4,030社に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付しました。

また、個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者であって、かつ、多数の取引先について上記の①に該当する行為が確認された事業者についてその事業者名を公表しました。

問題の可能性ありとして掲載された会社は下記です。

佐川急便株式会社、三協立山株式会社、

全国農業協同組合連合会、大和物流株式会社、株式会社デンソー、株式会社東急コミュニケーションズ、株式会社豊田自動織機、トランコム株式会社、株式会社ドン・キホーテ、株式会社日本アクセス、株式会社丸和運輸機関、三菱食品株式会社、三菱電機ロジスティクス株式会社

価格の値上げ交渉はビジネスの観点からも大変だと理解しています。法的にも特に明らかな買いたたきの場合でない限り違法とするのは大変です。しかし今は、原価の反映等の正当な理由があるときににおける値上げ交渉について世の中がサポートしています。相手は無視することはできません。そして値上げを受けないについてのそれなりの理由を用意しなければなりません。

1) 第10回新しい資本主義実現会議における、公正取引委員会委員長による、賃金・最低賃金の引上げに伴う転嫁対策説明
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_honbun.pdf

自己の取引上の地位が相手方に優越していること

- 市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はない
- 取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りる
- 甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合